

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0632)

第7回 栃木地方最低賃金審議会

令和7年3月10日 公開

開 催 日 時	令和7年3月10日（月）		14時00分 ～ 14時25分	
開 催 場 所	宇都宮市明保野町1－4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室			
開 催 状 況	公益を代表する委員	出席	4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席	2人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席	2人	定数 5人
主 要 議 題	1 令和7年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認について 2 その他			

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	ただ今から、令和6年度第7回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。 — 定数の確認 — 公益代表委員の和田委員、労働者代表委員の安齋委員、小関委員、津村委員、使用者代表委員の井上委員、時庭委員、中原委員が欠席。 最低賃金審議会令第5条第2項により各委員三分の一以上出席しており、本会議が成立していることを報告。 — 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込み及び報道機関の取材はなかったことを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、杉田会長にお願いいたします。
杉田会長	それでは、ここから私の方で議事を進めさせていただきます。 最初に、議題(1)の令和7年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係

事務局	る申出の意向の確認についてです。 事務局から、この申出の意向表明状況について報告をお願いします。 申出の意向表明状況につきましては、お手元の資料の1ページ、資料No.1を御覧ください。 本年1月17日付けをもって、栃木県特定最低賃金が設定されている全6業種の労働団体に対し、令和7年度における改正申出の意向を確認する文書を送付しましたところ、2月21日の回答期限までに、現在、地賃に埋没中の各種商品小売業を含め、全6業種の労働団体より「金額改正決定に関する申出をする」という意向を表明する文書を受理しました。 以上、御報告いたします。
杉田会長	ただ今、事務局より栃木県特定最低賃金の設定のある6の産業について、それぞれの関係労働団体の代表者から、栃木労働局長に対し金額の改正決定に係る申出の意向表明が行われたと報告がありました。 事務局の報告に関して、何か御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	特に御質問などないようでしたら、この6つの特定最低賃金について、それぞれの産業労働団体から「特定最低賃金の改正に係る意向表明」が行われたことを、本日の審議会において確認されたとしてよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	では、栃木県における6つの特定最低賃金の改正決定の申出に関する意向について、本日の審議会において、関係労使を代表する委員の皆様により確認されました。 続いて、特定最低賃金の改正決定に向けた今後の予定について、事務局から説明してください。
事務局	— 意向表明のあった関係労働団体から、7月下旬を目途に申出書の提出を受け、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議を経て、改定審議いただく旨を説明 —
杉田会長	ただ今の説明について、何か質問等ございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	特に御質問などないようであれば、続いて議題（2）のその他ですが、最初に令和7年度の審議会の開催日程等について、事務局から説明

事務局	してください。 栃木県地域別最低賃金の審議日程につきましては、中央最低賃金審議会の日程等により、急な日程変更が余儀なくされることも見込まれるところであり、また、特にここ数年は中央の目安小委員会における結審が遅れ、地方に目安額が示されるのも地方の金額審議開始のぎりぎりのタイミングになりがちとなっているところです。 特に今年は参議院選挙が行われる年でありまして、過去を振り返って見てみますと、参院選のある年はそれだけでなく中賃のスケジュールが遅れがちとなっています。 例年、6月下旬頃には中央において厚生労働大臣から中賃への改正諮問（目安諮問）があり、それを受け、各地方労働局においてもこれに倣った形で労働局長から地方審議会に対する諮問を行い、栃木県における地域別最低賃金の改正審議が実質的にキックオフされるのが通例となっております。 中央における諮問や目安審議に関するスケジュールにつきましては、本省からまだ明らかにされておりませんが、物価高騰が続いている現状や、報道等でも御承知のとおり現政府の方針等を鑑みますと、少なくとも中央が令和7年度の諮問を見送るとは考え難く、仮に中央における改正諮問が例年よりも遅れて7月中旬にずれ込んでしまったとしても、当局といたしましては、例年どおり7月の第1週、遅くとも第2週の頭には、中央に先んじてでも諮問を行いたいと考えております。 中央に先んじてでも諮問を行いたい理由としましては、最賃改正に係る実際の金額審議については、第1回本審で諮問を受けた直後に専門部会を発足させ、そこに金額改正の調査・審議を付託するという流れになっており、その専門部会の委員につきましては、世間に広く公募し、労使それぞれの団体から推薦を受けた者の中から委員として任命することとなっており、この推薦を受け付ける期間につきましては、公示から最低でも3週間の期間が原則とされているところです。 さらに、例年、第2回本審におきまして、関係労使団体からの意見聴取を行っているところであり、これは、改正審議に当たり審議委員のご意見のみならず幅広く様々なご意見をお聞きするという観点で行っているものですので、もちろん、この意見聴取を「する」か「しない」かは、第1回本審の場で改めて決議いただくことにはなりますが、そこで「する」とした場合には、同様に最低でも3週間の公示期間をもって意見の公募を行い、かつ、例年複数の団体から本審の場で意見発表したい旨のご要望を受けているところですので、その選定や準備等の期間を含め、第2回本審を7月末に開催すると想定して逆算しますと、中央の動きをギリギリまで待ったとしても、7月4日（金）には第1回本審を開催して諮問を行い、栃木における令和7年度の最賃改正審議をキックオフさせなければならないという事情によるものです。 一方、栃木県最低賃金の改正発効日を例年どおりの10月1日と想定した場合におけるスケジュールといたしましては、改正発効まで諸々
-----	---

の法的手続き等を経る必要がありますので、そういったものも含めて逆算しますと、8月5日が答申のタイムリミットとなり、御答申いただきましたら、同日中に即、答申に対する異議申し立てを受け付ける公示を行い、公示の翌日から起算して15日間という公示期間の定めがございますので、これが満了となる8月20日を待って、翌日8月21日の午前中に第4回本審いわゆる異議審を開催、同日午後には官報公示のための原稿入というスケジュールになります。

よって、8月5日に結審（答申）いただくためには、例年ですと3回の専門部会を開催しておりますので、7月下旬から8月5日までにこのスケジュールを確保しなければなりません。

しかしながら、金額審議にあたりましては、中央から示される目安額が大変重要なものとなりますが、この目安が示される時期もここ数年は遅れがちであり、令和4年度は7月29日に目安伝達のためにセットした第2回本審にも間に合わなかったという事象も実際に発生しているため、令和5年度と今年度はそれを見越し、ギリギリのタイミングで7月31日に第2回本審をセットし、目安伝達を行ったうえでその日から専門部会をスタートさせるという、委員の皆様方には申し訳ありませんでしたが、非常にタイトなスケジュールで御審議いただくという流れにならざるを得ませんでした。

繰り返しになりますが、令和7年度の中央におけるスケジュールはまだ明らかにされてはいません。しかし、今年は参院選の年ゆえ例年よりも遅れがちになるだろうと予測されるうえに、現在の政府方針や国内の経済情勢等を鑑みれば、目安審議そのものも、これまで以上に難航し、諸々のスケジュールも後ろ倒しになりがちであろうことは容易に予想されます。

とはいえ、栃木と同様に10月1日を発効日とする局が殆どですし、それを踏襲するためには8月5日が答申のタイムリミットであるということは中央でも重々承知しておりますので、どんなに遅くとも7月末には目安が示されるであろうことを希望的観測も含めて想定し、今年も7月31日に第2回本審を開催して目安を伝達させていただき、同日のうちに第1回専門部会を開催させていただくという流れで考えております。

なお、7月31日に第1回専門部会を開催し、8月5日午後の第3回専門部会で結審いただくということになりますと、第2回専門部会の開催は、その間の稼働日が8月1日と4日しかありませんので、そのどちらかということになります。

もちろん、審議状況によりましては、専門部会の追加開催というのも想定しておかなければならず、そうしますと、8月1日に第2回専門部会を開催するにしても、予備日は4日しかないということになりますが、最悪の場合として5日の午前中も予備日として考えておかなければなりません。

なお、「審議を尽くす」ということが第一であることは言わずもがなであり、ならば「夜間、土日の審議も厭わない」というお考えもあろう

かとは思いますが、委員の皆様や事務局職員の健康管理上の観点、また審議会場の都合等からも、事務局といたしましては、夜間、土日の審議は、なるべくなら避けていただきたいところではあります。

また、特定最低賃金につきましては、例年どおり 12 月 31 日を改正発効の予定としますと、8 月 5 日の第 3 回本審もしくは、8 月 5 日の第 3 回本審と 8 月 21 日の第 4 回本審の間の 8 月 19 日に小委員会を開催し、特定最低賃金改正の必要性の審議を行い、そこで全会一致をもって「改正の必要性あり」ということになれば、8 月 21 日の第 4 回本審にて特定最低賃金改正の諮問をさせていただき、地賃専門部会同様、特賃専門部会委員の推薦公示等を行って 9 月下旬から 10 月に各業種それぞれの特賃専門部会を開催し、10 月下旬に予定しております第 5 回本審において、それぞれの業種の専門部会報告や答申を行っていただくこととなります。

なお、この必要性審議において、「全会一致をもって必要性あり」とならなければ、令和 7 年度の特賃改正は行われなかったということになってしまいますので、ここでも慎重な審議が必要とされます。

さらに、地域別最低賃金と同様に、特定最低賃金においても答申に対する異議申し立て制度がございますので、公示による異議申し立て期間の満了を待って 11 月中旬に第 6 回本審を開催することになります。

ただし、特定最低賃金の答申に対する異議申し立てがなされた実績は、これまで殆どなく、異議申し立てがなければ第 6 回本審は「中止」となりますが、「異議申し立ては絶対にない」とは当然言い切れませんので、現時点におきましては、この日程確保につきましてもお願いいたします。

そして、3 月上旬に年度最後となる第 7 回本審を予定しております。

ただ今申し上げました日程につきましては、中央最低賃金審議会での審議により、必ずしも予定どおりになるとは限りませんが、現時点における日程の概要を御説明させていただきました。

なお、特に 7 月 31 日から 8 月 5 日の間に開催される第 2 回本審、第 3 回本審及び専門部会各回につきましては、この場が地賃の実質的な金額審議の場になります。

7 年度の審議のスケジュールもタイトになるであろうことに加え、このところの社会情勢等からすれば、これまで以上に難しい審議になるであろうことも予想されるところです。

本審、専門部会とも各代表委員の 1/3 以上の出席があれば定足数を満たし審議会・専門部会として成立いたしますが、やはり、難しい審議になるからこそ、委員全員で御議論いただき、もちろん立場が全く異なる委員による議論ですので、委員全員が 100% 納得できるような結論というのは極めて難しいとは思いますが、委員全員で様々な主張・議論を繰り返しながら枋木としての着地点を何とか見出していただき、できますれば全会一致をもって結審いただければと思いますし、仮に全会一致が得られず採決となったとしても、それぞれのお立場の代表者、それぞれの推薦団体の代弁者として「賛成」であれ「反対」であ

	れ、全員にしっかりとそれぞれのお立場での意思表示をしていただきたいと思いますので、皆様お忙しいとは存じますが、何とか御調整いただきご出席くださいますよう、事務局として切に願う次第です。 長くなりましたが、以上、どうぞよろしくお願いいたします。
杉田会長	ただ今の開催日程（案）の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	特に御質問などないようであれば、この日程（案）で進めることといたしますので、よろしくお願いいたします。 続いて、その他として、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	特に御質問などないようであれば、ここで栃木労働局長から御挨拶がございます。
局 長	本日は年度末のお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。 また、委員の皆様には円滑な審議会運営に御理解・御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。 今年度の最低賃金審議会を振り返りますと、物価高騰が続き、働く方の生活を非常に圧迫している中で、生活水準の維持・向上という観点から、消費者物価上昇率を考慮した大幅な賃金の引上げが必要であるという御主張もありました。一方では景況感の回復基調にある業種と経営状況の厳しい業種との間に格差が生じているということで、経済の好循環を機能するには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが、賃金引き上げの大前提であるという御主張もありました。いずれにしましても、労使の各委員が互いの意見に真摯に耳を傾け、また、公益委員の丁寧かつ粘り強い審議会運営により、地域別最低賃金、特定最低賃金ともすべて全会一致をもって御答申いただくことができました。 これもひとえに、各委員の皆様方の最低賃金制度に対する深い御理解と御協力の賜物と心から感謝申し上げます。 令和6年度の最低賃金審議会の終わりにあたり、皆様の御尽力に重ねて感謝申し上げます。 ありがとうございました。
杉田会長	ありがとうございました。 本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開することといたします。

各代表委員	議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。 — 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田会長	それでは、労働者代表は鈴木徹也委員、使用者代表は鈴木健治委員にお願いします。 以上で、第7回栃木地方最低賃金審議会、そして、令和6年度の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、閉会といたします。